

令和7年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務委託仕様書

1 業務の目的

低所得のひとり親（児童扶養手当受給者）世帯に対し、県産米を提供することにより経済的な支援を行い、ひとり親世帯の生活の安定を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の概要

低所得のひとり親世帯に対する、県産米の提供に係る次の業務

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 県産米の調達・配送 | 6,100件 |
| (2) 事前告知 | 6,100件 |
| (3) 再配送調整 | 610件 |
| (4) 問合せ対応 | 610件 |

4 提供する県産米

令和7年産 山形県産 はえぬき 精白米 ビニール袋入り 合計10kg分

5 提供対象者

山形県内在住の者で次のいずれかに該当する者

- (1) 令和7年7月支払いの児童扶養手当を受給した者（配偶者がある者は除く。）
- (2) 令和7年8月から令和8年1月までの間の支払いの児童扶養手当を受給した方（配偶者がある者及び(1)に該当する者は除く。）

6 委託業務の内容

(1) 県産米の調達・配送

ア 受託者は、発注者が提供する提供対象者の情報に基づき、提供対象者への配送を行うこと。なお、配送の時期については、上記5(1)に該当する者には令和7年10月から11月頃、上記5(2)に該当する者には令和8年2月から3月頃に配送すること。

イ 配送する県産米は、ビニール袋入りで、2kg・3kg・5kg・10kg入りのいずれかのもの合計10kgとし、発注者が提供するチラシとあわせて段ボール箱に梱包し、提供対象者の自宅に配送すること。なお、配送の際には、山形県が提供する県産米であることがわかるよう、段ボール箱又は宅配便の送り状に明記すること。

ウ 県産米の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めること。

(2) 事前告知

受託者は、県産米の配送を行う前に、提供対象者へはがきで事前告知を行うこと。また、はがきを作成した際には、事前告知前に、見本を1部、しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課あて提出すること。

(3) 再配送調整

受託者は、配送した県産米が返却となった場合は、提供対象者に連絡を取り、再配送をするなどして、県産米が届くように努めること。なお、再配送を行っても提供対象者が受け取らなかった場合には、保管し、しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課の指示を仰ぐこと。

(4) 問合せ対応

受託者は、提供対象者から問い合わせがあった際には、対応すること。

7 報告書の作成

受託者は、業務を行った月は、その月末までの配送実績等に関する業務完了報告書（別紙様式）を、翌月の15日（ただし、令和8年3月の場合には令和8年3月31日）までに、項目ごとの業務内容と件数が確認できる書類とともに発注者に提出すること。

8 その他

(1) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後5年間保存すること。

(2) この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と協議するものとする。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受託者 所在地
名称
代表者 職名・氏名

業務完了報告書

このことについて、委託業務を下記のとおり完了しましたので、業務委託契約書第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1	委託業務名	令和7年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務
2	契約金額	(1) 県産米の調達・配送 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) (2) 事前告知 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) (3) 再配送調整 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) (4) 問合せ対応 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
3	契約年月日	令和 年 月 日
4	契約期間	令和 年 月 日から令和8年3月31日まで
5	完了した業務の内容	ひとり親世帯に対する県産米提供 (令和 年 月分) (1) 県産米の調達・配送 件 (2) 事前告知 件 (3) 再配送調整 件 (4) 問合せ対応 件 詳細は別添のとおり
6	業務完了日	令和 年 月 日

※発注者 記入欄

検査結果	
検査実施日	令和 年 月 日
検査員 職名・氏名	